

(仮称) ドラッグストアモリ古川旭店の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社ドラッグストアモリ
 2 届出年月日 令和5年12月28日
 3 店舗の名称 (仮称) ドラッグストアモリ古川旭店
 4 店舗設置者 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
 福岡県朝倉市一木1148番地の1
 5 店舗所在地 大崎市古川旭三丁目8番3 外
 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ドラッグストアモリ	1,427.00㎡	食料品、医薬化粧品、住・生活関連用品等
計	1,427.00㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年8月29日
 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 駐車場の収容台数 47 台 (指針による必要台数: 41台)
 (2) 駐輪場の収容台数 10 台 (既存系列店舗における駐輪場利用実態調査結果に基づく)
 (3) 荷さばき施設の面積 35.00 ㎡
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.82 ㎥ (指針による必要容量: 6.65㎥)
 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 開店時刻及び閉店時刻 24時間
 (2) 駐車場の利用時間帯 駐車場No.1 24時間
 駐車場No.2 午前8時30分から午後10時まで
 (3) 駐車場の出入口の数 駐車場No.1 3箇所
 駐車場No.2 2箇所
 (4) 荷さばき実施時間帯 24時間
 10 事務手続き等
 ・公告年月日 令和6年1月22日
 ・縦覧期間 公告の日から令和6年5月22日まで

(公告の日から4か月間)

- ・地 元 説 明 会 令和6年2月19日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和6年5月13日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年5月22日 (公告の日から4か月以内)
- ・県 の 意 見 の 通 知 期 限 令和6年8月28日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和6年2月19日（月）午後6時から午後6時30分まで
開催場所	大崎市図書館 大崎市古川駅前大通4-2-1
出席人数	2名

質問事項	設置者の回答内容
大崎市からのお願いとして、すでにご説明がございましたが、近くに中学校があるため、直接的な通学路にはなっておりませんが、通学時間帯にはご配慮をお願いします。駐車場が2箇所に分かれておりますため、利用者の乱横断が見受けられましたらご配慮ください。混雑が予想される際には、交通誘導員の配置をお願いします。計画地に隣接して集合住宅もありますので、夜間の照明には十分ご配慮いただきたい。	十分に配慮して運営いたします。 →県の意見は不要
商工会議所からは、駐車場が24時間利用可能となりますので、定期的な巡回をお願いしたい	ドラッグストアモリといたしましては、現在、医薬品登録販売資格者の人員確保が難しい状況にあるため、営業時間を午前9時から午後12時までを予定しております。よって、閉店後には駐車場出入口を閉鎖し、たまり場とならないよう管理いたします。 →県の意見は不要

大崎市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、ごみ等の廃棄物の処理を適正に行うこと。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に処理いたします。 →県の意見は不要
環境基準の遵守と公害等の発生防止に努めること。特に造成工事の際は、建設機械の稼働や運搬車両の走行による騒音・振動の軽減に努め、周辺地域の住民の生活環境が損なわれることのないよう十分に配慮すること。また、必要により特定建設作業実施届出書を提出すること。	環境基準の遵守と公害等の発生防止に努め、周辺地域の生活環境の保持に努めてまいります。また、店舗の建設工事及び営業開始後についても騒音・振動等の対策を行い、生活環境の保持に努めるとともに、近隣住民等から苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。 →県の意見は不要
古川第二小学校及び古川東中学校区であることから、工事車両搬入出時の、歩道における児童生徒の通行に注意すること。	工事車両搬入出時において、歩道における児童生徒の通行に注意いたします。 →県の意見は不要
駐車場からの出入口について、歩行者への注意喚起看板等を設置し、通行に支障をきたさないよう配慮すること。	各出入口には、停止線と「止まれ」の路面標示を行うことで、帰宅車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保いたします。また、オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、出入口付近に

	は交通整理員を配置し横断歩行者の安全を確保いたします。 →県の意見は不要
対象行為にあたっては、景観法に基づく届出及び大崎市景観条例に基づく事前協議が必要となる可能性があるため、事前確認すること。	景観法に基づく届出及び大崎市景観条例に基づく届出について事前に確認いたします。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
同店新設予定地は、大型商業施設や公共施設等の近隣であることで隣接道路の利用が多い場所であり、道路の利用者が安心安全に通行できるよう配慮すること。	各出入口には、停止線と「止まれ」の路面標示を行うことで、帰宅車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保するとともに、オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、出入口付近には交通整理員を配置し横断歩行者の安全を確保いたします。 また、出入口は視認性が確保できる構造とし、見通しを妨げる構造物等は設置いたしません。 →県の意見は不要
同店の営業時間の届出は24時間なので、深夜に若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので駐車場の管理についても徹底して対応すること。	従業員による店内及び駐車場内の巡回や声かけ等により管理いたします。24時間営業にて計画していますが、営業時間を短縮して営業する場合には、閉店後に店舗周辺部や駐車場への蟻集を防止するため、駐車場出入口をバリカー等で閉鎖いたします。 →県の意見は不要
駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどして対応すること。	オープン時や繁忙期など多くの来店客が見込まれる際には、駐車場出入口付近や交通誘導上重要な地点に交通整理員を配置して、円滑な交通誘導と事故の発生防止に努めます。 →県の意見は不要
廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への騒音に対して配慮すること。	廃棄物の回収時間帯は、極力、早朝と深夜を避け、周辺地域の生活環境の保持に努めてまいります。 →県の意見は不要
街づくりの観点から商工会議所等が実施する事業やイベント等にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与すること。	商工会議所等が実施する事業やイベント等への参画を検討するとともに、地域経済の発展に寄与いたします。 →県の意見は不要

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ドラッグストアモリ	
届出年月日	令和5年12月28日	
店舗名称	(仮称)ドラッグストアモリ古川旭店	
所在地	大崎市古川旭三丁目8番3 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>周辺には中学校や住居が立地していることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保に努めるとともに、来客車両の徐行運転を徹底し、特に夜間における騒音が住居地点において規制基準を超過することのないよう十分に配慮願います。また、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地した場合や、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	